

# FX 及び証券 CFD 店頭取引注意喚起文書

## FX 和証券 CFD 店頭交易注意事項

- **本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。**(注1)

※この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

**金融商品取引法規定、店頭衍生品交易禁止无客户主动意愿的要约引诱，因此，除非客户首先表示意愿，否则不能以访问、电话等任何形式向客户发出要约邀请。**(注1)

※若此交易的相关邀请是以访问、电话等形式发出，则请务必确认您是否表示过相关意愿。

- **また、本取引は、元本(想定元本を含みます)を超える損失が生じる恐れがあります。お客様の窓口へのご来店又は勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。**

另外，此交易所引起的亏损可能超过本金（包括名义本金）。因此，当客户至受理点或表示接受邀请意愿使要约开始后，请务必在充分了解本交易的相关内容的基础上进行交易。

- **お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社カスタマーサポートまでお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は以下のADR(注2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。**  
有关交易内容的确认、咨询及投诉等，请直接与本公司客服部门联系。交易涉及的纠纷也可与以下ADR(注2)机构的投诉处理、纠纷解决部门取得联系。

**特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター**

**電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)**

**特定非営利活動法人 証券金融商品咨询调解中心**

**电话号码 0120-64-5005 (免费)**

(注1) 但し、以下に該当する場合は適用されません。

- ・法人のお客様の場合(外国為替証拠金取引においては外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合のみ適用除外となります)
- ・個人のお客様の場合で、当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前1年間に、2以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合

(注2) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

(注1) 下列情况除外：

- ・法人客户(在外汇保证金交易中，涉及对外贸易以及其他外汇交易相关业务的法人客户，仅在以减小其保有资产及负债因汇率变动而产生损失风险为目的的情况下除外)
- ・个人客户——已转为特定投资家的客户
- ・发出要约日之前的一年内完成过2次以上交易的客户，以及截至发出要约日仍持有未平仓单的客户

(注2) 所谓ADR，即非诉讼纠纷解决机制，指应不欲经由诉讼解决的当事人之要求，通过第三方参与调解以解决民事纠纷的一种制度。